

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	障害児通所支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、障害児通所支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所支援に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関する各種事務を行う。 行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 2. 通所給付決定の変更に関する事務 3. 障害福祉サービスの提供に関する事務 4. 費用の徴収に関する事務
③システムの名称	障害者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表 項番9
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、80、144、155の項 (情報照会の根拠) 2. 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、16、20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者支援室障害児サービス課
②所属長の役職名	障害児サービス課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課 電話番号06-4309-3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課 電話番号06-4309-3248
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー確認する際、住基ネットは使わず申請者からの提出で行っている。マイナンバーの記載された書類を紛失等しないよう速やかに確認行い、厳重に管理しているため人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を入手し確認を行うまでの作業を誰が行ってもできるよう、進捗状況や保管場所等を共通で認識し滞ったり紛失したりしないよう徹底しているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	5. 評価実施機関による担当部署②所属長	子ども見守り課長 西島 昌世	子ども見守り課長 竹山 典孝	事後	平成28年4月1日付人事異動による
平成30年4月2日	5. 評価実施機関による担当部署②所属長	子ども見守り課長 竹山 典孝	子ども見守り課長 薬師川 厚子	事後	平成30年4月2日付人事異動による
令和2年4月1日	5. 評価実施機関による担当部署①部署	子どもすこやか部子ども見守り課	福祉部障害者支援室障害児サービス課	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年4月1日	5. 評価実施機関による担当部署②所属長の役職名	子ども見守り課長	障害児サービス課長	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市子どもすこやか部子ども見守り課 電話番号06-4309-3197	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課 電話番号06-4309-3248	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年8月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 16、56の2、116の項 2. 別表第二における情報照会の根拠 10、11、12、16の項	番号法第19条第7号及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 8、11、16、56の2、108、116の項 2. 別表第二における情報照会の根拠 10、11、12、16の項	事後	法令等の改正による変更
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	令和3年9月1日番号利用法の改正による
令和7年1月30日	I. 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の9の項	番号利用法第9条第1項 別表 項番9	事後	法令等の改正による変更
令和7年1月30日	I. 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 8、11、16、56の2、108、116の項 2. 別表第二における情報照会の根拠 10、11、12、16の項	(情報提供の根拠) 1. 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、80、144、155の項 (情報照会の根拠) 2. 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、16、20の項	事後	法令等の改正による変更
令和7年1月30日	II. しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	令和2年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	時点の更新
令和7年1月30日	IV.リスク対策 8.人手を介在させる作業		【対策は十分か】十分である 【判断の根拠】マイナンバー確認の際、住基ネットは使わず申請者からの提出で行っている。マイナンバーの記載された書類を紛失等しないよう速やかに確認行い、厳重に管理しているため人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		【対策は十分か】十分である 【判断の基準】特定個人情報を入手し確認を行うまでの作業を誰が行ってもできるよう、進捗状況や保管場所等を共通で認識し滞ったり紛失したりしないよう徹底しているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加